

## 1. 2021年4月1日より 中小企業にも同一労働・同一賃金が適用されます

2021年4月から、中小企業にも同一労働・同一賃金が適用されることとなります。ご準備はお済でしょうか。①雇用する短時間・有期雇用労働者(以下「短時間労働者等」)の基本給・賞与その他のあらゆる待遇について通常の労働者の待遇との間に「不合理と認められる相違」を設けてはならないこと(均衡待遇)。②職務の内容が通常の労働者と同一であり、職務の内容及び配置が通常の労働者と同一の範囲で変更されることが見込まれる短時間労働者等について、「短時間労働者等であることを理由として」基本給・賞与その他の待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこと(均等待遇)と定められています。事業主の皆様方におかれましては、待遇の相違の内容及び理由、待遇決定に際しての考慮した事項について労働者から求めがあったときは説明義務が生じます。

実務として必要な点は、①労働者の待遇の状況確認、②待遇に違いがある場合はその理由を確認、③不合理な待遇の違いは改善することなどがあげられます。正社員の労働条件を引き下げることは法主旨に反するものとなり、合意なしで就業規則の変更をして労働条件を不利益に変更する場合は不利益変更抵触することとなります。

同一労働・同一賃金についての最新判例として、最高裁令和2年10月13日判決のメロコマーズ事件があります(販売店販売員の契約社員について正社員と同様に退職金が支給されるかが争われたもの)。判決主旨としては「契約社員に対しての退職金の不支給は不合理とまでは評価できない」となっていますが、これは「非正規社員だから支給しなくてもよい」という結論に結び付けてはならないものです。職務の内容、職務内容及び配置の変更の範囲、その他の事情を考慮した結果、不合理な待遇差が認められなかったものですのでこれからも最新判例の解釈に十分注意していく必要があります。

## 2. 厚生労働省の在籍型出向の支援制度「産業雇用安定助成金」～2021年2月5日新設～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、従業員の雇用維持を図るために、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用する取組みが厚生労働省で行われています。「出向」とは、労働者が出向元企業と何らかの関係を保ちながら、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務することをいい、このうち、「在籍型出向」は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

厚生労働省による支援策の1つに、出向元事業主・出向先事業主に対する助成制度「産業雇用安定助成金」があります。これは新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するというものです(令和3年2月5日新設)。出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など出向中に要する経費の一部が助成されます(出向運営経費)。また、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成されます(出向初期経費)。雇用維持を図るための助成金ですので、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となる点に留意してください。

その他の支援策として、公益財団法人産業雇用安定センターによる無料のマッチング制度も行われており、全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業からの相談にも応じています。



あおぞら人事・労務サポート  
 特定社会保険労務士  
 秋山幸子 (登録NO.13050514)  
 三鷹市下連雀3-38-4  
 三鷹産業プラザ307  
 TEL:0422-24-8625  
 FAX:0422-24-8605  
 E-mail: info@aozora-sr.com  
 URL: www.aozora-sr.com

### ● 編集後記 ●

昨年末から一気に進んだ役所への提出書類の押印廃止ですが、社員や会社だけでなく、医師の証明の押印も廃止となります。ただし、必須記載事項の記入や確認要請は今までと変わりませんので、社内での書類確認は引き続きお願いいたします。(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡